

平成23年3月14日14時00分現在

平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について（第12報）

厚生労働省
※下線部分が前回からの変更点

1 厚生労働省における対応

3月11日（金）14時46分 三陸沖で地震発生
14時50分 厚労省災害対策本部立ち上げ
3月12日（土）9時00分 厚生労働省現地連絡本部設置

2 厚生労働省関係の災害情報及び対応状況

（1）災害救助法関係

○災害救助法の適用〔都道県知事が決定〕

- ・宮城県が全35市町村に適用 (3月11日22時30分)
- ・岩手県が全34市町村に適用 (3月12日18時00分)
- ・東京都が47区市町に適用 (3月12日18時00分) ・帰宅困難者対応
- ・福島県が47市町村に適用 (3月12日11時00分)
- ・長野県が1村に適用 (3月12日17時00分)
- ・新潟県が2市1町に適用 (3月12日17時00分)
- ・青森県が1市1町に適用 (3月13日18時15分)
- ・茨城県が25市5町1村に適用 (3月13日19時00分)

（2）輪番停電に係る対応について

- ・医療分野における計画停電に対する対応については、別紙1のとおり。
- ・輪番停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう関係都県・関係団体に依頼。
- ・東京電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3月14日以降の輪番停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遺漏なく輪番停電に対応できるよう適切な指導の実施について依頼。
- ・計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼。
- ・計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼。

- ・計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請。

(3) 医療活動関係

<DMAT（災害派遣医療チーム）の活動状況（3月14日12時00分現在）>

○広域災害救急医療情報システム（EMIS）に基づく各病院からの報告による集計

活動中	<u>103</u> チーム
※ 福島県立医大病院	<u>14</u> チーム
仙台医療センター	<u>27</u> チーム
筑波メディカルセンター病院	1チーム
いわて花巻空港	<u>30</u> チーム
福島空港	6チーム
その他（岩手県消防学校、北海道千歳空港ほか）	<u>25</u> チーム
移動中	<u>35</u> チーム
対応可能	<u>107</u> チーム
検討中	<u>29</u> チーム

○原発事故の対応については、

- ・福島県立医大病院、福島労災病院（福島県より緊急被ばく医療機関として要請あり。2名程度受入可能）では受け入れ体制を整備。鹿島労災病院で応援体制を準備
- ・福島県からの要請（3月11日11時30分頃）を受け、国立病院機構と日本放射線技師会に対し、放射線医師、技師等の派遣の検討を要請し、派遣を始めたところ。
- ・作業員の被災状況については、管轄である富岡労働基準監督署の職員が情報を収集している。

○原発事故による放射能被害に備え、さい帯血バンクネットワークは緊急連絡体制をとった。

<透析医療の確保>

○社団法人日本透析医会においては、同会の災害情報ネットワーク（<http://www.saigai-touseki.net/index.php>）上で、登録されている透析医療機関の①透析の可否、②被災の有無、③透析室貸出可能病床、④透析受入可能状況、⑤その他不足物品や連絡事項等を各施設で登録をしている。この情報は、一般からアクセスできる。

なお、各都道府県においても、災害に伴う透析医療に関する相談を受け付けている。

当省で把握している窓口は以下の通り

- ・青森県医療薬務課（電話：017-734-9287）
- ・岩手県健康国保課（電話019-629-5471）
- ・山形県地域医療対策課（電話023-630-2256）
- ・茨城県保健予防課（電話029-301-3220）

(4) 厚生労働省関係施設

○医療機関関係

・宮城県・福島県の災害拠点病院の状況

※ E M I S 又は医療機関への電話連絡による集計 (3月14日10時00分現在)

人的被害について (※一部連絡の取れない病院あり)

宮城県 (災害拠点病院 14 病院) 被害なし 13 病院、不明 1 病院

福島県 (災害拠点病院 8 病院) 被害なし 8 病院

岩手県 (災害拠点病院 11 病院) 被害なし 11 病院

患者の受入状況について (※一部連絡の取れない病院あり)

宮城県 13 病院で受入あり

重症 28 人、中等症 63 人、軽症 58 人、死亡 24 人

福島県 8 病院で受入あり

重症 91 人、中等症 73 人、軽症 133 人、死亡 1 人

岩手県 11 病院で受入あり

重傷 47 人、中等症 48 人、軽症 195 人、死亡 2 人

○水道における被害状況

①被害状況 (3月14日12時00分現在)

14 県で少なくとも 140 万戸で断水被害が生じている状況。

(詳細については別紙 2 参照)

②応急給水への対応 (日本水道協会による対応)

- ・日本水道協会工務部、札幌市、東京都、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市の技術職員が仙台市等の被災地に到着し、応急給水、断水調査、応急復旧計画の策定などの活動を開始
- ・給水車の派遣要請について、現時点での被災県からの要請に対しては、対応可能な台数 (244 台) が準備の整ったところから出発できる態勢を確保。現時点で、宮城県 57 台、岩手県 11 台、栃木県 12 台、茨城県 17 台、福島県 44 台、千葉県 9 台派遣し、到着したものから応急給水を開始。この他、東北地方 3 台派遣済み。全国 114 の水道事業者から合計 152 台の給水車を派遣。(詳細については別紙 2 参照)
- ・なお、首相官邸にも応急給水を要望する現地病院等の情報が入っており、その情報も考慮して給水車を派遣し、給水を開始
- ・3月14日12時に福島県立医科大学より県民の除染に必要な給水の緊急要請があり、大型給水車によるピストン輸送を準備中。

○保健師の派遣調整状況

- ・岩手県、宮城県、福島県及び仙台市からの災害対策基本法第30条に基づく地方自治体の保健師の派遣斡旋の要請を受け、各都道府県、保健所設置市及び特別区と、派遣可能な保健師等の人数や期間の早急な調整を3月12日開始。
- ・厚生労働省より岩手県、宮城県、福島県及び仙台市への保健師等の派遣を調整 (3月13日)

移動開始 2 チーム (宮城県へ 1 、仙台市へ 1)

移動開始予定 23 チーム（岩手県へ6、宮城県へ4、福島県へ11、仙台市へ5）

○「心のケアチーム」の派遣調整

- ・宮城県からの災害対策基本法第30条に基づく心のケアチームの派遣斡旋の要請を受け、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター及び各都道府県と、派遣可能なチーム数や期間の早急な調整を3月13日開始
- 派遣開始予定 1 チーム（宮城県へ1）

(5) 医薬品・物資調達関係

○医薬品・医療機器関係（3月13日23時00分現在）

医薬品・医療機器の需要・供給状況等

- ・紙おむつの物資供給の補給要請（岩手県）があり、メーカーへの在庫状況の調査結果を関係省庁等に報告
- ・在宅医療等医療用ガスの補給要請（宮城県）があり、メーカーへ要請
- ・破傷風ワクチンの補給要請（宮城県）があり、卸へ要請
- ・輸液の補給要請（宮城県）があり、卸へ要請
- ・医薬品・医療機器を被災地に輸送する車両に対し、「緊急通行車両確認標章」が最寄りの警察署から速やかに発給されるよう取扱通知を発出。

○生協関係

- ・日本生協連は、被災者支援のための緊急支援物資を配達。

①みやぎ生協富谷共同購入物流センターへ食料、飲料水及び毛布を配達（3/13）
バナナ60,000本、バナナ・ミカン・りんご4トン、ロングライフパン12,000個、
毛布4,000枚、水2L 36,000本

②いわて生協本部へ飲料水及び毛布を配達（3/13）

毛布4,000枚、水12,000本

- ・関西管内の生協では、店舗・宅配などで緊急募金活動の開始を決定。

- ・日本生協連では炊き出し対応用品の出荷を開始。（3/13）

- ・医療福祉生協連は、医療支援と緊急支援物資配達を支援。

①山形・東京・群馬・埼玉・神奈川・石川などから医師・看護師が宮城県に入つて支援活動に従事。今後、さらに多くの生協から向かう予定。

②医療生協連は、飲料水・手袋・マスク・食料・コンロなどを現地へ配達。

③医療を行う生協各地から、食料・飲料水・毛布・衛生材料等を現地へ搬送。

○ボランティア活動の支援

- ・福島県社協が、県ボランティア本部を11日夕方に立ち上げ。
- ・青森県社協、岩手県社協、宮城県社協、福島県社協、茨城県社協、神奈川県社協が、県ボランティア本部を12日に立ち上げ。
- ・福島県南相馬市、茨城県常総市、つくば市、鉾田市、千葉県市川市、浦安市で災害ボランティアセンター設置

3 その他

【3月14日に新たに発出した通知等】

- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動

の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨、各都道府県に通知。（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）

・被災地における妊産婦、乳幼児に対する専門的・長期的な支援について、被災地への協力について、関係団体宛協力依頼。（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）

・被災地域にある事業所について、労働保険料（一般拠出金を含む。）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知（3月14日 労働基準局労災補償部労働保険徴収課）

・被災した中小・小規模企業からの返済猶予への柔軟な対応と遅延が生じた場合の遡及的な返済猶予手続きについて、株式会社日本政策金融公庫に依頼（3月14日 健康局生活衛生課）

・市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認める特例措置について各都道府県に通知（3月14日 健康局生活衛生課）

※これまでに発出した通知等については別紙3参照。

医療分野における計画停電に対する対応

(3月14日朝までに医政局で取った対応)

① 都県・関係団体への事務連絡の発出（厚生労働省HPにも掲載）

都県医療主管課（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、静岡）及び日本医師会等の関係団体（44団体）に対して事務連絡を発出し、計画停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、医療機関に対し、自家発電機の点検等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること等を指導するよう依頼。

② 医療機器団体への事務連絡の発出

医療機器団体（2団体）に対し、計画停電の間在家医療機器の使用に支障が生じないよう、医療機関と十分に連携するとともに、患者に対し、停電の際、例えば酸素濃縮装置の場合には、配布済の酸素ボンベに切り替えるなどの対応を周知するよう依頼。

③ 日本医師会を通じた医師への協力依頼

日本医師会に対し、①の事務連絡の内容について、会員の医師に対する周知等の協力を依頼。

④ 地デジのテロップへの掲載依頼及び厚生労働省ツイッターへの掲載

地デジのテロップに計画停電にかかる注意喚起（※）を掲載してもらうよう依頼。同様の内容を厚生労働省ツイッターにも掲載。

※ 「ご自宅で、電気を使う医療機器（人工呼吸器など）を使っている患者の方は、停電の時間帯の対応の方法について、主治医にご相談ください。」

⑤ 都県の主管課への電話連絡

都県の主管課に対し電話連絡し、市町村や管下の医療機関に個別に電話連絡するよう依頼。

⑥ 防災無線による伝達依頼

総務省消防庁に対し、停電エリアの市町村の防災無線により、在宅医療機器使用患者へ計画停電に係る注意を伝達（※）してもらうよう依頼。

※ 「（この地域にお住まいの方は、）〇時から3時間にわたって停電となる地区の方が入っています。ご自宅で、人工呼吸器などの医療機器を使っている方は、停電の間の対応方法について、至急、主治医又は医療機器メーカーにご相談ください。」

⑦ 東京電力のP R カーによる伝達依頼

経済産業省資源エネルギー庁に対し、東京電力のP R カーにより、停電エリアの在宅医療機器使用患者へ計画停電に係る注意を伝達（※）してもらうよう依頼。

※ ⑥と同様の内容。

⑧ 厚生労働省緊急安全性情報（緊急F A X）を用いた連絡

約32,600の医療機関、薬局等に対し、緊急F A X（※）を用い、①の事務連絡の内容を情報提供。

※ 医薬品・医療用具等の緊急安全性情報のうちでも特に緊急かつ広範囲に注意喚起の必要がある場合に、医療機関及び薬局・薬店宛てに直接情報提供する安全性情報

⑨ 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーションへの電話連絡

停電エリアの約1,900か所の在宅療養支援診療所、約700か所の訪問看護ステーションに対し、計画停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、電話連絡により対策を依頼中。

平成23年3月14日12時00分現在
水道における被害状況

1 被害状況について

1) 青森県 <約500戸断水>

十和田市 : 断水 1,300戸 → 断水40戸 (復旧1,260戸) (応急給水中)
八戸圏域水道団 (八戸市他1市5町) : 断水 470戸 (応急給水中)

一部断水 (応急給水中) 三戸町、六ヶ所村

復旧済み 風間浦村、佐井村、五所川原市、野辺地町、東北町、むつ市、平内町、久吉ダム水道企業団 (大鰐町、平川市)、弘前市

2) 岩手県 <約8万戸断水>

盛岡市 : 断水28,100戸 → 断水4,000戸 (復旧24,100戸) (応急給水中)

岩手町 : 断水 3,800戸 (応急給水中)

滝沢村 : 断水 20戸

葛巻町 : 断水 62戸

紫波町 : 断水 75戸 (応急給水中)

花巻市 : 断水 880戸 → 断水140戸 (復旧740戸) (応急給水中)

遠野市 : 断水 370戸 (応急給水中)

北上市 : 断水 20戸 (応急給水中)

西和賀町 : 断水 478戸 → 断水280戸 (復旧198戸)

奥州市 : 断水 13,470戸 → 断水13,000戸 (復旧470戸) (応急給水中)

一関市 : 断水 40,000戸 (応急給水中)

山田町 : 断水 6,000戸

岩泉町 : 断水 670戸

久慈市 : 断水14,034戸 → 断水10,312戸 (復旧3,722戸) (応急給水中)

一部断水 藤沢町

復旧済み 北上市、金ヶ崎町、浅野町、二戸町

太平洋沿岸部の情報収集困難

3) 宮城県 <約31万戸断水>

仙南・仙塩広域水道用水供給事業、大崎広域水道事務所において用水供給停止

富谷町 : 断水 12,513戸

登米市 : 断水 26,717戸 → 断水26,602戸 (復旧115戸) (応急給水中)

大和市 : 断水 2,700戸 (応急給水中)

石巻広域水道 (石巻市、東松島市他2町) : 断水 75,000戸 (応急給水中)

全戸断水 柴田町、山元町、角田市、岩沼市、村田町、栗原市 (応急給水中)、利府町、川崎町、名取市、塩竈市 (応急給水中)、大郷町 (応急給水中)、美里町 (応急給水中)、七ヶ浜町 (応急給水中)

一部断水 丸森町、白石市、仙台市、気仙沼市、加美町

復旧済み 色麻町

4) 福島県 <約19万戸断水>

福島地方水道用水供給事業 送水管破損、送水停止 (応急給水中)

白河地方水道用水供給企業団 净水施設の破損

相馬地方水道企業団 (相馬市、新地町) : 断水 (応急給水中)

福島市	: 断水 81,000戸 (応急給水中)
二本松市	: 断水 1,080戸 (応急給水中)
伊達市	: 断水 20,000戸 (応急給水中)
本宮市	: 断水 9,000戸 (応急給水中)
国見町	: 断水 2,800戸 (応急給水中)
川俣町	: 断水 3,800戸
郡山市	: 断水 3,700戸 (応急給水中)
須賀川市	: 断水 21,000戸
田村市	: 断水 24戸
鏡石町	: 断水 4,000戸 (応急給水中)
三春町	: 断水 90戸
白河市	: 断水 5,600戸 → 断水5,350戸 (復旧250戸)
西郷村	: 断水 6,100戸
矢吹町	: 断水 1,200戸
泉崎村	: 断水 3,000戸 (応急給水中)
中島村	: 断水 3,000戸 (応急給水中)
棚倉町	: 断水 250戸
矢祭町	: 断水 30戸
会津若松市	: 断水 715戸 (応急給水中)
猪苗代町	: 断水 477戸→断水179戸 (復旧298戸) (応急給水中)
南相馬市	: 断水 18,000戸
葛尾村	: 断水 120戸

一部断水 玉川村、平田村、双葉広域水道企業団 (双葉町他4町)

調査中 いわき市、飯館村、小野町

復旧済み 大玉村

※双葉広域水道企業団及び浪江町は、避難指示により被害調査を含め一切の活動を停止。

5) 秋田県 <約1,700戸断水>

由利本荘市	: 断水 345戸 →断水240戸 (復旧105戸) (応急給水中)
横手市	: 断水 15,400戸 →断水332戸 (復旧15,068) (応急給水中)
湯沢市	: 断水 11,850戸 →断水500戸 (復旧11,350) (応急給水中)
一部断水	井川町
復旧済み	八郎潟町、北秋田市、八峰町、三種町、藤里町、秋田市、男鹿市、潟上市、仙北市、大館市、能代市、大仙市

6) 山形県 <約7,000戸断水>

山形市	: 断水 1,450 戸→断水 450 戸 (復旧 1,000 戸) (応急給水中)
村山市	: 断水 110戸→断水3戸 (復旧107戸) (応急給水中)
東根市	: 断水 140戸 (応急給水中)
西川町	: 断水 4戸 (応急給水中)
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 (尾花沢市、大石田町)	: 断水5,800戸 (応急給水中)
最上町	: 断水 200戸 (応急給水中)
舟形町	: 断水 30戸 (応急給水中)
大江町	: 断水 5戸 (応急給水中)
一部断水	高畠町

復旧済み 山形市、最上町、長井市、川西町、中山町、山辺町、遊佐町、天童市、朝日町、上山市、鮎川村、米沢市、大蔵村、南陽市

7) 茨城県 <約47万戸断水>

茨城県による用水供給事業において10浄水場のうち8浄水場で送水停止

全戸断水 15市8町2村1企業団（水戸市、土浦市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、潮来（いたこ）市、常陸大宮市、那珂（なか）市、稲敷（いなしき）市、桜川市、神栖（かみす）市、行方（なめがた）市、鉾田（ほこた）市、大子町（だいごまち）、阿見町（あみまち）、河内町（かわちまち）、五霞町（ごかまち）、利根町、湖北水道企業団（石岡市、小美玉市）、高萩市、鹿嶋市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、美浦村）

一部断水 10市1町1企業団（結城市、下妻（しもつま）市、常総市、つくば市、境町、日立市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、小美玉市、県南水道企業団（龍ヶ崎市、牛久市）、石岡市）

8) 栃木県 <約4万戸断水>

那須町 断水 4,400戸（応急給水中）

真岡市（もおか） 断水 20,000戸→断水10,000戸（復旧10,000戸）（応急給水中）

大田原市 断水 1,200戸 → 断水 700戸（復旧500戸）

さくら市 断水 460戸 → 断水410戸（復旧50戸）（応急給水中）

矢板市 断水 10,000戸→断水9,600戸（復旧400戸）（応急給水中）

那珂川町 断水 3,756戸 → 断水 2,028戸（復旧1,728戸）

市貝町（いちかい） 断水4,000戸→断水2,000戸（復旧2,000戸）（応急給水中）

芳賀町（はが） 断水 4,200戸 → 断水100戸（復旧4,100戸）

那須烏山市 断水 900戸（応急給水中）

益子町（ましこ） 断水 4,300戸 → 断水4,000戸（復旧300戸）

茂木町 断水 1,295戸（応急給水中）

復旧済み 宇都宮市、那須塩原市、足利市、高根沢町

9) 群馬県 <4戸断水>

高崎市 断水 54戸 → 断水4戸（復旧50戸）（応急給水中）

一部断水 中之条市

復旧済み 下仁田町、前橋市、渋川市、富岡市、南牧村、安中市、板倉町、東吾妻町、明和町、高山村

10) 埼玉県 <70戸断水>

埼玉県用水供給事業：漏水多数、行田浄水場取水停止 → 再開

久喜市 断水150戸 → 断水70戸（復旧80戸）（応急給水中）

一部断水 宮代町

復旧済み 鴻巣市、ときがわ町、杉戸町、秩父市、小川町

11) 千葉県 <約30万戸断水>

千葉県企業局（千葉市他12市村）：断水 177,580戸（応急給水中）

佐倉市 断水 20,834戸（応急給水中）

我孫子市 断水 98戸 → 断水 75戸（復旧23戸）（応急給水中）

君津市 断水 446戸 → 断水 58戸（復旧388戸）

成田市 断水 46戸 → 断水 31戸（復旧15戸）

銚子市 断水 28,000戸

旭市 : 断水 18,736戸 (応急給水中)
山武郡市広域水道企業団(東金市、山武市他3町) : 断水 17,000戸 (応急給水中)
香取市 : 断水 19,800戸
神崎町 : 断水 1,834戸 → 断水 213戸 (復旧1,621戸)
八匝(はっそう)水道企業団(匝瑳市、横芝光町) : 断水 14,681戸 (応急給水中)
復旧済み 南房総広域水道企業団(鋸南町)、木更津市、長門川水道企業団(栄町、本塙村)、柏市

1 2) 新潟県 <約2,700戸断水>

上越市 : 断水 218戸 → 断水 177戸 (復旧41戸) (応急給水中)
柏崎市 : 断水 50戸
十日町 : 断水 2,107戸 (応急給水中)
津南町 : 断水 349戸 (応急給水中)

一部断水 津南町

1 3) 長野県 <約1,000戸断水>

栄村 : 断水 804戸 (応急給水中)
復旧済み 飯山市、高森町、諏訪市、豊丘村、岡谷市、野沢温泉村

1 4) 岐阜県 <30戸断水>

関市 : 断水 30戸 (応急給水中)
復旧済み 高山市

1 5) 北海道

復旧済み 夕張市

1 6) 東京都

復旧済み 町田市、稲城市

1 7) 神奈川県

復旧済み 川崎市、三浦市、横浜市、神奈川県企業庁(平塚市他16市町)、秦野市、小田原市

1 8) 山梨県

復旧済み 西桂町、富士河口湖町、北杜市、都留市、富士吉田市

1 9) 静岡県

復旧済み 捍野市、函南町、小山町

他) 水資源機構

- ・房総導水路において取水を停止 → 応急復旧済み
- ・霞ヶ浦用水において取水を停止
- ・東総用水送水管破損により送水不可 → 復旧済み

※ (応急給水中)については報告のあったもののみ記載

2 応急給水への対応について

・給水車を派遣している全国 114 の水道事業者は以下の通り

札幌市、東京都、横浜市、川崎市、神奈川県、横須賀市、さいたま市、川越市、越ヶ谷松伏、所沢市、太田市、みどり市、甲府市、名古屋市、豊橋市、岡崎市、尾張旭市、田原市、豊田市、津市、四日市市、桑名市、岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、瑞浪市、羽島市、恵那市、土岐市、各務原市、可児市、越前市、鯖江市、金沢市、小松市、白山市、富山市、射水市、長野市、小諸市、飯田市、新潟市、三条市、新発田市、小千谷市、五泉市、阿賀野市、加茂市、長岡市、柏崎市、大阪市、大阪府、堺市、神戸市、阪神水道企業団、姫路市、京都市、大津市、守山

市、草津市、栗東市、野洲市、近江八幡市、彦根市、長浜市、長浜（企）、甲賀市、
広島市、吳市、福山市、江田島市、大竹市、尾道市、竹原市、廿日市市、東広島市、
三原市、岡山市、倉敷市、井原市、総社市、津山市、美作市、新見市、笠岡市、瀬
戸内市、米子市、鳥取市、倉吉市、松江市、出雲市、浜田市、安来市、奥出雲町、
高松市丸亀市、松山市、四国中央市、今治市、伊予市、鬼北町、徳島市、鳴門市、
高知市、防府市、山口市、福岡市、北九州市、熊本市、鹿児島市、那覇市

【これまでに発出している通知等】

<輪番停電に係る対応関係>

- ・輪番停電の間、患者の治療に支障が生じないよう、医療機関に対し、自家発電機の点検等を行うこと、自宅で医療機器を使用する患者に対し代替機器を配布すること等を指導するよう関係都県・団体に依頼（3月13日 医政局指導課）
- ・輪番停電に伴う在宅医療機器の使用について、医療機関と十分連携し、患者に対し、停電の際、例えば酸素濃縮装置の場合には、配布済みの酸素ボンベに切り替えるなどの対応を周知するよう、医療機器団体宛に依頼（3月13日 医政局経済課）
- ・輪番停電により、社会福祉施設及び介護保険施設等における入所者等の健康状態や生活に支障をきたすことのないよう、医療機関など関係機関との十分な連携を確保するよう関係都県・関係団体に依頼（3月13日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）
- ・東京電力から電力供給される都県に対して、電力の需給逼迫のため、3月14日以降の輪番停電の実施に伴い、保健所等を通じて、人工呼吸機器等使用の在宅療養患者が遗漏なく輪番停電に対応できるよう適切な指導の実施について依頼（3月13日 健康局疾病対策課）
- ・計画停電が実施された際、医薬品の管理等に支障が生じることがないよう、都県、保健所設置市及び特別区を通じて薬局等に依頼（3月13日 医薬食品局総務課）
- ・計画停電が実施された際、血液製剤の製造・保管等に影響を生じないよう万全の対策を日本赤十字社血液事業本部に依頼（3月13日 医薬食品局血液対策課）
- ・計画停電が実施されることから、各水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、電力供給が停止したときの影響の分析、自家発電等の点検、水道需用者への広報と応援給水体制の確保等について留意するよう要請（3月13日 健康局水道課）

<医療、介護の確保関係>

- ・被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、受診が可能である旨を都道府県等に連絡（3月11日 保険局医療課）
- ・公費負担医療を受けている被災者が、医療機関において手帳、患者票等の提出ができない場合においても、受診が可能である旨を都道府県に連絡（3月11日 健康局総務課・疾病対策課・結核感染症課、雇用均等・児童家庭局母子保健課、社会・援護局保護課・援護企画課、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課）
- ・災害時的人工透析の提供体制及び難病患者等への医療の確保を行うために、社団法人日本透析医会災害時情報ネットワークの活用など、日本透析医会との連携をとるよう各都道府県に依頼（3月11日 健康局疾病対策課）

- ・被災地の患者に対して、医師等からの処方せんの交付が無い場合でも、必要な処方箋医薬品を販売又は授与可能である旨を都道府県等に連絡（3月12日 医薬食品局総務課）
- ・医療機関等に対する医薬品、医療機器等の供給に支障が生ずることがないよう、また、適正な流通を阻害することがないよう、万全の措置を講ずるよう関係団体に依頼（3月12日 医政局経済課）
- ・医薬品・医療機器を被災地に円滑に輸送できるよう「緊急通行車両確認標章」の発給手続き（①最寄りの警察署に「厚生労働省から団体宛の協力要請通知の写し」を提示②警察署から車両の所属等を厚生労働省に電話で確認③警察署で「緊急通行車両確認標章」を発行④当該確認標章を検問等で提示し通行）を、医薬品・医療機器の製造・卸事業者団体に通知（3月12日医政局経済課）
- ・要介護認定事務の取扱や被災者が介護保険の被保険者証を提示できない場合であっても利用可能とする等について各都道府県に依頼（3月12日 老健局介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）
- ・母子健康手帳の交付及び妊産婦、乳幼児に対する健康診査等について、住民票の異動の有無にかかわらず、避難先である自治体において適切にサービスが受けられるよう配慮する旨、各都道府県に通知。（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）
- ・被災地における妊産婦、乳幼児に対する専門的・長期的な支援に関して、被災地への協力について、関係団体宛協力依頼。（3月14日 雇用均等・児童家庭局母子保健課）

＜避難所、社会福祉施設等における措置等＞

- ・避難所等における食中毒や感染症の発生予防に努めること及び食中毒や感染症の発生時は適切な対応を行い、二次災害を防止することを各都道府県に依頼（3月11日 健康局結核感染症課、医薬食品局食品安全部監視安全課）
- ・東北地方太平洋沖地震の被災者に対し、「エコノミークラス症候群」の予防を図るよう、各都道府県に依頼（3月11日 健康局疾病対策課）
- ・要援護者に対する社会福祉施設における緊急的措置として、施設の定員を超えて受入れを行うとともに、施設の空きスペースなどを福祉避難所として提供するよう、全国社会福祉協議会を通じ依頼（3月11日 社会・援護局総務課）
- ・要援護者の社会福祉施設等の受入等についての考え方や留意事項及び特例措置等について都道府県等に通知（3月11日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課）
- ・被災した要介護者等に関して、実態把握に努めること、介護サービス事業者等に対する

る協力依頼、介護保険施設等の施設・設備基準等に関する柔軟な取扱い、利用者負担の減免について、各都道府県に依頼（3月11日 老健局総務課、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課）

- ・被災した要援護障害者等への対応について、避難所等における対応、障害者支援施設等における受け入れ、補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用、視聴覚障害者のコミュニケーション支援、利用者負担の減免等について、都道府県等に連絡

（3月11日 社会・援護局障害保健福祉部企画課・障害福祉課・精神・障害保健課）

- ・被災した視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、視聴覚障害者等の状況・ニーズを把握するとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の配慮をするよう依頼（3月11日 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室）

- ・避難生活が必要となった高齢者、障害者等の要援護者について、旅館、ホテル等の避難所としての活用や緊急的措置として社会福祉施設への受入を行って差し支えないこととともに、社会福祉施設等の職員確保が困難な施設について、広域的調整の下で職員派遣を行うよう依頼（3月11日 雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課災害救助・救援対策室・福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課）

- ・避難生活が必要となっている高齢者、障害者等の要援護者について、被災自治体から旅館、ホテルに対して避難所等として受入要請があった場合の協力について、全国旅館ホテル同業組合連合会等に依頼（3月11日 健康局生活衛生課）

- ・避難所の生活環境の整備及び応急仮設住宅の設置等による避難所の早期解消について（留意事項）（3月12日 社会・援護局総務課災害救助・救援対策室）

＜社会保険手続関係＞

【医療、年金、介護】

- ・国民健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金の減免及び徴収猶予並びに国民保険料（税）の減免、徴収猶予並びに納期限の延長を行うことができること等について、各都道府県に連絡（3月11日 保険局国民健康保険課）

- ・健康保険においては、保険者の判断により、一部負担金等の減免等及び保険料の納期限の延長等ができること等について、健康保険組合等に連絡

（3月11日 保険局保険課）

- ・被災した後期高齢者医療制度被保険者に係る一部負担金の減免及び保険料の取扱いについて各都道府県等に連絡（3月11日 保険局高齢者医療課）

- ・社会保険診療報酬支払基金に対し、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、老人保健拠出金、退職者給付拠出金及び介護給付費・地域支援事業納付金の納付猶予を必要とする保険者を把握するとともに、速やかに納付猶予の申請を行うよ

う依頼（3月11日 保険局総務課医療費適正化対策推進室・高齢者医療課・国民健康保険課、老健局介護保険計画課）

- ・被災地域にある事業所について、厚生年金保険料（健康保険・こども手当拠出金・船員保険含む）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・国民年金保険料について、一定の要件に該当する場合は、申請に基づく災害時の保険料免除が可能である旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・20歳前に初診日がある障害基礎年金の支給停止等について、被災者の被害金額の程度により所得を理由とする支給の停止等は行わないこととする旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・年金受給権者の現況届について、被災により期限までに提出が困難な場合には、提出期限を延長する旨を日本年金機構及び地方厚生（支）局に通知（3月13日 年金局事業管理課）
- ・被災地域にある事業所について、労働保険料（一般拠出金を含む。）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知（3月14日 労働基準局労災補償部労働保険徴収課）

【雇用、労災】

- ・労災保険給付の請求に係る事務処理に関して、請求書提出時の弾力的取扱い、今回地震に伴う傷病の業務上外等の考え方、相談・請求の把握について都道府県労働局に指示（3月11日 労働基準局労災補償部補償課長）
- ・激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し又は廃止したことにより休業するに至り、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、実際に離職していくとも失業しているものとして失業の認定を行い、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施（3月13日 職業安定局雇用保険課）

<雇用対策関係>

- ・当面の緊急雇用対策として、
 - ① 今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。また、失業給付を受給されている被災された方々の便を図るため、特例的に住所地以外のハローワークでも受給できるように実施
 - ② 失業の不安や雇用の維持など、被災中の様々な仕事に関する相談にお応えするため、特別相談窓口をハローワークに設置
 - ③ 緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用する

ことを同機構に要請

(雇用促進住宅利用可能戸数)

岩手県2, 615戸、宮城県819戸、福島県1, 239戸（3月3日現在）

※但し、一部が震災により利用できない可能性が有り得る。

（3月12日 職業安定局総務課）

<被災者、被災企業に対する貸付等による経済的支援関係>

- ・生活福祉資金貸付について、被災した世帯に対して、特例措置を講ずる旨を各都道府県に通知（3月11日 社会・援護局）
- ・中小・小規模企業の資金繰りに重大な支障が生じないよう、十分な対応を努めるよう株式会社日本政策金融公庫に依頼（3月11日 健康局生活衛生課）
- ・甚大な被害を受けている生活衛生関係営業者等の中小企業者等に対する日本政策金融公庫の災害融資について、特別相談窓口の設置、低利金利の設定が講ぜられたことについて、日本政策金融公庫の相談窓口（フリーダイヤル）とともに、厚生労働省ホームページに掲示（3月13日 健康局生活衛生課）
- ・被災した中小・小規模企業からの返済猶予への柔軟な対応と遅延が生じた場合の遡及的な返済猶予手続きについて、株式会社日本政策金融公庫に依頼（3月14日 健康局生活衛生課）

<葬祭関係>

- ・柩、ドライアイス、遺体搬送、火葬場の確保について、市町村から応援要請を受けた場合に、県内市町村、近隣県等と連携を図って対応するよう各都道府県に依頼（3月12日 健康局生活衛生課）
- ・柩及びドライアイスの確保・提供について、葬祭業の全国団体に対して協力を依頼（3月12日 健康局生活衛生課）
- ・市町村長による埋火葬許可証が発行されない場合でも代替措置により遺体の埋火葬を認める特例措置について各都道府県に通知（3月14日 健康局生活衛生課）